

1 日時・場所 平成25年12月12日(水) 第4限 2年7組教室

2 対象クラス 福祉教養科2年生

3 生徒観

4 教材観 施設や在宅で生活する要介護者にとって、安心して生活できる環境は必要不可欠である。しかし、かつての介護において安全確保の1つとして身体拘束があったことを理解させ、利用者の尊厳を保持について考える必要がある。

また介護の専門職として、身体拘束の原則と、その手続きの方法を理解するとともに、身体拘束をしない介護の必要性を理解させたい。

5 単元名 身体拘束の禁止について

6 単元目標

- ・身体拘束の原則禁止について理解させる。
- ・身体拘束が利用者の尊厳を侵害する行為であることを理解する。
- ・身体拘束のない介護を理解する。

7 指導計画

- (1) 介護における安全確保・・・・・・・・・・2時間
 - 1) 福祉施設におけるリスクマネジメント 1時間
 - 2) 介護におけるリスクマネジメント 1時間
- (2) 事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・3時間
 - 1) 組織としての事故防止 1時間
 - 2) 転倒・転落事故 1時間
 - 3) 身体拘束の禁止について 1時間(本時)
- (3) 感染管理のための方針・・・・・・・・・・4時間
 - 1) 感染症の理解 1時間
 - 2) 感染症の予防対策 1時間
 - 3) 介護現場で出会うことの多い感染症 1時間
 - 4) ノロウイルス性食中毒 1時間

8 本時の計画

(1) 授業名 「身体拘束の禁止について」

(2) 本時の目標 身体拘束の原則と、その手続き方法を理解するとともに、利用者の尊厳を守る介護について理解する。

授業展開

段階 (配当時間)	学習内容	学習活動	指導方法と留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> 出欠の確認 本時の授業の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 本時の授業の目標と授業内容をイメージしながら聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習に取り組む環境が整っているか確認する。 本時の授業の目標を理解させる。
展開1 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束のイメージ 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年の介護福祉士国家試験の問題に取り組み、身体拘束の理解の重要性に気づく。 	<ul style="list-style-type: none"> 机間指導を行い、生徒の学習状況を確認する。
展開2 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束の原則 	<ul style="list-style-type: none"> 原則について理解し、ワークシートのまとめ、利用者の尊厳について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 発問しながら答えを導く。
展開3 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 原則以外にも家族の同意や記録の義務があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 机間指導を行い、生徒の学習状況を確認する。
展開4 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束をしない介護 	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束をしないための介護について考え、環境の整備の必要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発問しながら答えを導く。
まとめ (5分)	<ul style="list-style-type: none"> 本時の内容の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートに本時のまとめを記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本時の授業内容について理解できたか発問し確認する。

9 評価の観点

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 要介護者の身体拘束について考え、必要な知識や技術を身に付けようとしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士の行う身体拘束ない介護の必要性について考えることができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者へのよりよい介護に必要な知識を身につけ、ワークシートにまとめることができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束の原則と手続きについて理解できたか。 身体拘束の予防として環境を整えることの重要性について理解できたか。

2 身体拘束の禁止について

(1) 身体拘束の原則

〈第25回介護福祉士国家試験問題より〉

問31 介護老人福祉施設で、やむを得ず身体拘束を行う場合の記述として、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 利用者の家族から承諾書を得れば、身体拘束を行ってもよい。
- 2 身体拘束を行った場合には、拘束の理由などの記録が必要になる。
- 3 利用者を落ち着かせるために過剰な向精神薬を服用させることは、身体拘束ではない。
- 4 切迫性と一時性の2つの要件を満たせば、身体拘束を行ってもよい。
- 5 利用者の安全を確保する身体拘束は、職員1人の判断で実施できる。

〈身体的拘束が許容される特別な理由〉

- 1
- 2
- 3

Empty rounded rectangular box for writing answers.

(2) 身体拘束の手続き

身体拘束した際には・・・

- 1)
- 2)

(3) 身体拘束をしない介護

- 1) 徘徊や興奮状態
- 2) 不安定な歩行や、点滴の抜去などの危険な行動
- 3) 自分の身体をかきむしる、叩くなどの自傷行為
- 4) 姿勢が崩れ、体位保持が困難



Empty rounded rectangular box for writing answers.

介護保険法で身体的拘束禁止の規定がある施設

1 介護保険施設

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

2 短期入所生活介護事業所

3 短期入所療養介護事業所

4 特定施設入居者生活介護事業所

5 認知症対応型共同生活介護事業所

身体的拘束に当たる具体的な行為

- ① 車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ② ベッドを柵で囲む。(四点柵)
- ③ 手指の機能を制限するミトン型の手袋などを着ける。
- ④ Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑤ 立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑥ 介護衣(つなぎ服)を着用させる。
- ⑦ 向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑧ 自分の意思で開けることのできない居室などを隔離する。